



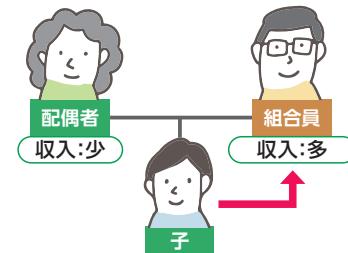
夫婦共働きで子ども（被扶養者）がいる組合員の皆さんへ

配偶者との収入比較をお願いします

組合員とその配偶者が共に働いていて、子どもを扶養している場合、双方の年間収入を比較して、**収入が多い者の被扶養者**とすることとなっています。

扶養替えをする場合は、配偶者が加入している健康保険組合に対して、認定が可能であるかを確認していただく必要があります。**扶養替えの手続が遅れる」と、医療費等を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。**

詳細は所属所の事務担当者へお問合せください。



⚠ 次のときは、必ず夫婦の収入比較を行ってください

- 源泉徴収票が交付されたとき
- 配偶者が自営業等の場合で、確定申告を行ったとき
- 給与改定や組合員の任用形態の変更（例：正規職員から再任用職員へ）等により、夫婦の収入が変動したとき

収入比較の結果、例1～例3に該当するときは、手続を行ってください

例1 扶養手当の支給に異動があった場合

扶養手当の支給を受けている者の被扶養者として認定します。収入比較の結果、**扶養手当の異動があったとき**は、共済組合の扶養についても速やかに扶養替えの手続が必要です。



例2 夫婦の収入が逆転した場合

（配偶者が他の組合に加入している場合）

組合員の収入が多いか、夫婦双方の年間収入が同程度（年収差が収入の多い方の1割以内）であれば認定継続が可能です。



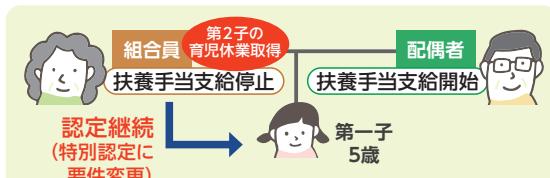
夫婦の収入変動により上記に該当しなくなった場合は、速やかに扶養替えの手続が必要です。

なお、夫婦共に当組合の組合員で双方とも扶養手当を受給していないときは、収入比較することなく認定継続が可能です。

例3 組合員が育児休業を取得した場合 (扶養手当が支給停止となった場合)

組合員が**育児休業を取得した場合**、すでに被扶養者となっている子については、育児休業に伴って収入逆転が生じたとしても、特例的に共済組合の認定を継続できます。**扶養手当が支給停止となつた場合**には、特別認定への要件変更の手続が必要です（扶養手当に合わせて扶養替えをすることもできます。）。

一方、新たに誕生した子については、原則どおり収入が多い方の被扶養者として認定します。



19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定の収入限度額が改正されました

対象者 年齢がその年の12月31日時点で、19歳以上23歳未満の方（組合員の配偶者を除く）。

収入限度額

改正前 年額 130万円
月額 108,334円
日額 3,612円



改正後 年額 150万円
月額 125,000円
日額 4,167円

令和8年中の収入限度額が150万円未満となるのは、誕生日が平成16年1月2日から平成20年1月1日までの方です。詳細は所属所の事務担当者へお問合せください。

問合せ先

給付貸付課資格担当

03-5320-6826